報酬規定

(全て8%税込み表示)

弁護士法人平山法律事務所 平成29年1月3日~

1、法律相談料

法律相談 30分~40分	5, 400円
40分~60分	5, 400円~10, 800円
60分~	10, 800円~

2、民事訴訟(裁判)事件着手金・報酬金

経済的利益	標準着手金	標準報酬金
~ 300万円	(経済的利益)×8.64%	(経済的利益)×10.8%
300万円~1500万円	(経済的利益)×4.32%+129,600円	(経済的利益)×10.8%
1500万円~3000万円	(経済的利益)×3. 24%+291, 600円	(経済的利益)×8.64%+324,000円
3000万円~	(経済的利益)×2. 16%+615, 600円	(経済的利益)×6. 48%+972, 000円

- *① 着手金の最低額は、10万8000円です。
- *② ただし、事案の難易により、30%の範囲で増減できるものとします。
- *③ 示談交渉事件または調停事件が先行する場合、追加着手金は上記基準の2分の1(ただし、上記①、②)。
- *④ 保全事件が先行する場合は、別途手続き費用として、金216,000円~432,000円を要します。
- *⑤ 反訴、関連する別訴の提起があった場合、追加の着手金として、108,000円~を要します。

3、示談交渉事件

民事訴訟(裁判)事件の着手金・報酬金額を準用するが、各2/3に減額することができる。

4、労働審判事件の着手金・報酬金

着手金	216, 000円~540, 000円
報酬金	民事訴訟(裁判)事件の報酬金に準ずる。

5、相続事件の着手金・報酬金

着手金	324, 000円~
報酬金	民事訴訟(裁判)事件の報酬金に準ずる。

6、調停(離婚事件を除く)

民事訴訟(裁判)事件の着手金・報酬金額を準用するが、各2/3に減額することができる。

7、離婚事件

受任の内容	着手金	報酬金
離婚交渉	216, 000円~324, 000円	216, 000円~324, 000円
離婚調停(離婚交渉を含む)	216, 000円~324, 000円	216, 000円~324, 000円
離婚訴訟	324, 000円~432, 000円	324, 000円~648, 000円

- *①調停から訴訟への移行の場合は108,000円~216,000円の範囲内の額が各追加着手金となる。
- *②経済的利益(慰謝料、財産分与、婚姻費用、養育費等の支払い)があった場合は、民事訴訟の報酬規定によります。

8、境界に関する事件

- (1) 訴訟事件着手金及び報酬金とも、各324,000円~648,000円の範囲内の額
 - ・なお、上記2.民事訴訟事件による着手金・報酬金が上記金額を上回る場合は、上記2.の規定による。
- (2) 示談調停の場合は、各216,000円~432,000円)の範囲内の額か上記2.による額の2/3に減額できる。
- (3) 「示談から調停、示談・調停から訴訟への移行の場合には、いずれも162,000円~324,000円の範囲内の額か上記(2)」による額のうち大きい方の額の1/2が追加着手金となる。

9、手形・小切手訴訟

上記の民事訴訟事件の着手金・報酬金の各3分の2

10、倒産債務整理事件

個人の破産申立事件	手数料金270,000円、実費3万円	
個人の再生申立事件	着手金270,000円、報酬108,000円、実費4万円	
個人の債務整理	着手金 1社当たり32,400円、成功報酬 回収額の21.6%	
	手数料 540,000円~ 会社の資産、負債の規模によります。実費は負債総額によります。	
会社の再生	着手金108万円~、成功報酬108万円~。いずれも事案によります。	

11、法律顧問

会社の顧問	月額32, 400円~54, 000円
個人の顧問	月額10, 800円

12、講演・研修等の講師

講師手数料	必要な準備時間によって、32,400円~108,000円
-------	------------------------------

13、契約書の作成、見直し等

作成・見直しの手数料	要した時間に、30分10,800円の単価を乗じた金額
------------	----------------------------

14、遺言書の作成

自筆証書遺言	108, 000円
公正証書遺言	129, 600円

15、遺言者の執行

遺言書の執行	相続財産の2. 16%~5. 4%

16、成年後見開始の申立て

申立手数料	129, 600円
-------	-----------

17、本人名での内容証明郵便の作成・送付

作成手数料	21, 600円	
-------	----------	--

^{*}別に郵送実費が必要です。

18、刑事事件

(1)着手金

事案簡明事件	216, 000円~324, 000円
その他 事件	324, 000円以上

(2)報酬金

事案簡明事件	不起訴・猶予の場合 216,000円~324,000円
	略式·減刑 108,000円~216,000円
その他 事件	不起訴・略式・執行猶予の場合 324,000円以上
	減刑 216, 000円以上
	無罪 540,000円以上

19、少年事件

(1)着手金

身体拘束事件	216, 000円~
身体不拘束事件	108, 000円~
抗告·保護処分取消事件	108, 000円~

(2)報酬金

非行なしに基づく不開始・不処分	324, 000円~
身体拘束事件で非行事実認定の上、不開始・不処分・保護観察	216, 000円~
身体不拘束事件で非行事実認定の上、不開始・不処分・保護観察	108, 000円~

〈経済的利益について〉

* 算定可能な場合

- 1 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む)。
- 2 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- 3 継続的給付債権は、債権総額の7/10。期間不定のものは7年分。
- 4 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分。
- 5 所有権の額は、対象物の時価相当額。
- 6 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象物の時価額の1/2、又は権利の時価相当額のいずれか高い額。
- 7 建物の所有権に関する事件は、建物の時価相当額に敷地の時価の1/3を加算。

建物についての占有権、賃借権、使用借権に関する事件は、6.の額に、敷地の時価の1/3を加算。

- 8 地役権は、承役地の時価の1/2。
- 9 担保権は、被担保債権額。但し、担保物の時価を限度とする。
- 10 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、5·6·8.·9.に準じた額。
- 11 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。但し、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、 法律行為の目的の価額。
- 12 共有物分割は、持分の時価の3分の1。但し、範囲又は持分に争いがある部分は、その財産の額。
- 13 遺産分割事件は、相続分の時価相当額。但し、財産の範囲及び相続分に争いのない部分は時価の1/3。
- 14 遺留分減殺請求事件は、遺留分の時価相当額。
 - *算定不能の場合は8,640,000円。但し、事件の難易、軽重、手数の繁簡、依頼者の受ける利益等を考慮して、適 正妥当な範囲内で増減できる。(第15条)

〈弁護士費用について〉

弁護士に対する費用には、着手金・報酬金・手数料・日当・実費などがあります(実費以外は、消費税が加わります)。

着手金	
報酬金	事件等が終了したとき、成功の程度に応じて、処理の結果に対して支払って頂くものです。民事事件で、示談交渉から調停、裁判と手続を進めていく場合、あるいは、民事・刑事いずれも訴訟事件が一審で終了せず、控訴・上告等となった場合には、その都度着手金が必要ですが、報酬金は最終結果時のみ必要となります。
手数料	依頼案件が、原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了するような、 即決和解・倒産事件の債権届出・契約書の文書作成等の法律事務処理の対価 としてお支払い頂くものです。
日当	上記依頼案件に関して、遠方へ出張しなければならない場合に必要となる費用です。
実 費	依頼案件の処理に要する収入印紙代・郵便切手代・謄写代・交通通信費・宿泊料等,事務処理上必要となる費用です。実費については,依頼時に概算額でお預かりするか,支払の都度お支払い頂きます。